「ケアハウス　すずらん苑」
重要事項説明書

社会福祉法人　吉祥福寿会

ケアハウス　重要事項説明書

ケアハウス　すずらん苑

当事業所はご契約者に対して事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

（1）法　　人　　名　　社会福祉法人　吉祥福寿会
（2）法 人 所 在 地　　埼玉県蓮田市大字閏戸１８８５番地
（3）電　話　番　号　　０４８-７６６-４１６５
（4）代 表 者 氏 名　　理事長　岩田　優美
（5）設　立　年　月　　平成７年１０月１６日

2. 事業所の概要

（1）事 業 所 の 名 称　　ケアハウス　すずらん苑
（2）事業所の所在地　　埼玉県蓮田市大字閏戸１８８５番地
（3）電　話　番　号　　０４８-７６６-４１６５
（4）施　設　長　名　　吉野　淳一
（5）施設の運営方針　　ご利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができ、それぞれの生活スタイルで生きがいのある毎日を送ることができるように支援する。
（6）開　設　年　月　　平成９年３月１日
（7）利　用　定　員　　５３人

3. 職員の配置基準と職務

職　種	職務内容	配　置	勤務体制
1. 施設長	総括	1名	常勤　兼務
2. 事務職員	庶務、会計業務	1名以上	常勤　兼務
3. 生活相談員	相談、助言、入居調整	1名	常勤
4. 介護職員	日常生活の支援・援助	2名以上	常勤・非常勤
5. 栄養士、調理員等	献立作成、調理上の衛生管理 献立表に基づき食事提供	2名以上	常勤・非常勤

4. 当事業所が提供するサービスの概要

（1）食事

・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況に応じた食事を提供いたします。

（食事時間）

朝　食　　７：１５
昼　食　　１１：３０
夕　食　　１７：１５

（２）入浴

・入浴は毎日以下の時間帯で利用することができます。

（入浴時間）

６：００～　８：００

１３：００～２２：００

（３）相談及び援助

・当事業所は、ご利用者及びご家族から、ご利用者の生活についてのあらゆるご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

（４）社会生活上の便宜

・当事業所では、ご利用者からのご要望等を考慮の上、野外活動、季節毎の行事等、年間を通じてのイベント、地域交流、買い物、レクリエーション活動等を実施し、教養娯楽、生きがい活動を支援いたします。

５．利用料

（１）利用者階層別利用料金表（月額）

（単位：円）

収入区分（年収）	利用料区分	事務費	生活費	管理費	合計	方式
1	1,500,000円以下	10,000	46,324	19,070	75,394	A
				5,750	62,074	B
				0	56,324	C
2	1,500,001円 ～ 1,600,000円	13,000	46,324	19,070	78,394	A
				5,750	65,074	B
				0	59,324	C
3	1,600,001円 ～ 1,700,000円	16,000	46,324	19,070	81,394	A
				5,750	68,074	B
				0	62,324	C
4	1,700,001円 ～ 1,800,000円	19,000	46,324	19,070	84,394	A
				5,750	71,074	B
				0	65,324	C
5	1,800,001円 ～ 1,900,000円	22,000	46,324	19,070	87,394	A
				5,750	74,074	B
				0	68,324	C
6	1,900,001円 ～ 2,000,000円	25,000	46,324	19,070	90,394	A
				5,750	77,074	B
				0	71,324	C
7	2,000,001円 ～ 2,100,000円	30,000	46,324	19,070	95,394	A
				5,750	82,074	B
				0	76,324	C
8	2,100,001円 ～ 2,200,000円	35,000	46,324	19,070	100,394	A
				5,750	87,074	B
				0	81,324	C
9	2,200,001円 ～ 2,300,000円	40,000	46,324	19,070	105,394	A
				5,750	92,074	B
				0	86,324	C
10	2,300,001円以上	40,600	46,324	19,070	105,994	A
				5,750	92,674	B
				0	86,924	C

（注）　上記表はＡ方式、Ｂ方式、Ｃ方式　によるそれぞれの月額ご負担額です。

① この表における「対象収入」とは、前年の収入から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

② 国、県のケアハウス設置運営要綱改正に伴い事務費は変更いたします。

③ 生活費については、冬期（11月～3月）には月額1，960円が暖房費として加算されます。

（２）食費

・食費は、生活費の中に含まれております。もし入院等で欠食があった場合は１日単位で金額を減免いたします。（1 日　1，544円）

（３）利用料以外の負担金
① 居室の電話料
② 居室に係る光熱水費（各居室にメーターがないためご利用者に不利益とならないよう配慮し変更に際しては、十分な説明を行います。）
③ 趣味娯楽活動等に要する費用
④ 特別なサービスに要した費用

（４）利用料金のお支払い方法
・前記の料金・負担金は、１か月ごとに計算し、翌月１０日にご請求致しますので、その月の２０日までにお支払い下さい。ただし、趣味娯楽活動等に要する費用、特別なサービスに要した費用は、その都度お支払い下さい。

6. 契約の解除

（１）以下に該当したとき、契約を解除させて頂く場合があります。
① 利用の条件に関して虚偽の届出を行って利用の承諾を受けたとき
② 正当な理由なく利用料等を滞納したとき
③ 日常の起居動作に介助を必要とし、施設での生活が著しく困難と認められたとき
④ 身体的又は精神的疾患若しくは欠陥のため、施設の生活に著しい障害を与える恐れがあると認められたとき
⑤ 施設長の承認を得ないで居室の造作、模様替えを行い、かつ現状に回復しないとき
⑥ 共同生活の秩序を著しく乱し、他の利用者に迷惑をかける恐れのあるとき
⑦ 金銭管理等、自己での管理ができなくなった場合
⑧ 前各号のほか、施設での生活が不適当と認められたとき

（２）解除の通知と届出
・契約を解除させて頂く場合は、解除日の２ヶ月前までにご利用者に通知いたします。ご利用者から契約解除する場合は、解除日の１ヶ月前までに届出が必要です。

7. 当事業所ご利用にあたって留意いただく事項

（１）外泊、外出について
① 外泊については連絡場所、帰苑予定日、時間等の事前の届出が必要です。
② 外泊が１ヶ月を超えてしまう場合は利用料の支払い、居室の管理方法等、別途協議いたします。

（２）面会、宿泊について
① 面会時間は特に制限を設けておりません。
② 利用者以外の外来者が宿泊される場合は、事前の届出が必要です。

（３）居室の造作、原状回復について
① 原則居室の造作、模様替え等はできません。
② 居室及び建物、備品を破損、滅失した場合は原状回復して頂きます。

（４）迷惑行為について
以下の行為はしないで下さい。
① 他のご利用者への迷惑行為や事業所の秩序及び風紀を乱す等、共同生活に甚だしく支障をきたす行為。
② 犬、猫等のペットを飼育すること。
③ 特定の政治、宗教活動。
④ 届出のない外泊、長時間の外出。

8. 苦情の受付について

（１）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。また、施設内のご意見箱をスタッフカウンターに設置しております。

○　苦 情 受 付 窓 口　　　担当者　　岡部　博文

○　苦情解決責任者　　　施設長　　吉野　淳一

ＴＥＬ　０４８-７６６-４１６５　　受付時間　８：３０～１７：００

（２）その他の苦情受付

○　社会福祉法人吉祥福寿会　第三者委員

長　島　　昇　　　ＴＥＬ　：　０４８-７６８-８８０２

ケアハウス　すずらん苑のご利用に際し、「ケアハウス重要事項説明書」に基づき重要事項の説明を行いました。

埼玉県蓮田市大字閏戸１８８５番地
社会福祉法人　吉祥福寿会
ケアハウス　すずらん苑　　　　　説明者　　　　　　㊞

私は、本書面に基づき上記重要事項の説明を受け、内容を理解し承諾致しました。

令和　　年　　月　　日

＜ご 利 用 者＞

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

＜身元保証人＞

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞